令和８年名張市議会定例会

令和８年９月定例議会提出議案（２）

名　　張　　市

議案
番号

目　　次

３２	名張市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について	3
３３	損害賠償の額の決定及び和解について	5
３４	令和８年度名張市一般会計補正予算（第３号）について	6
３５	人権擁護委員の推薦について	7
３６	国津財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて	8

議案第　３２　号

名張市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について

名張市特別職報酬等審議会条例（昭和３９年条例第４６号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和８年９月３０日提出

名張市長　　北　川　裕　之

理　由

名張市特別職報酬等審議会について、学識経験者の知見を活用した実質的かつ効果的な審議体制を整備するため、委員構成及び定数を見直すほか所要の改正を行おうとする。これが、この議案を提出する理由である。

名張市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

名張市特別職報酬等審議会条例（昭和３９年条例第４６号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（所掌事項） 第２条　市長は、議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該議員報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。	（所掌事項） 第２条　市長は、議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該議員報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする。
（委員） 第３条　審議会は、委員10人以内で組織し、その委員は、学識経験を有する者及び本市の区域内の公共的団体等の代表者その他市民のうちから必要の都度、市長が委嘱する。	（委員） 第３条　審議会は、委員７人をもって組織し、その委員は、名張市の区域内の公共的団体等の代表者その他市民のうちから必要の都度、市長が任命する。
２　委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解嘱されるものとする。	２　委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第　３３　号

損害賠償の額の決定及び和解について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１２号及び第１３号の規定により、次のとおり損害賠償の額を定め和解することについて、議会の議決を求める。

１．和解の相手方

[redacted]

花　園　　恵　司

２．損害賠償の額

１，５６６，１８４円

３．和解の要旨

令和８年５月２３日午後２時頃、相手方が運転する車両が市道夏見青蓮寺線を走行中、本市が管理する緑地の立木が倒れ、当該車両の屋根部及び前部窓ガラスに接触し破損させ、及び相手方に頸椎捻挫の受傷をさせた事故について、車両搬送、車両修理、修理期間中における代車使用及び治療に係る費用として、双方協議の結果、上記損害賠償の額で和解する。

令和８年９月３０日提出

名張市長　　北　川　裕　之

議案第　３４　号

令和８年度名張市一般会計補正予算（第３号）について

令和８年度名張市一般会計補正予算（第３号）を別冊のとおり定める。

令和８年９月３０日提出

名張市長　　北　川　裕　之

議案第 ３５ 号

人権擁護委員の推薦について

人権擁護委員として次の者を推薦したいので、議会の同意を求める。

住　　所 [redacted]

氏　　名　　髙　嶋　雅　子

生年月日 [redacted]

令和８年９月３０日提出

名張市長　　北　川　裕　之

議案第　３６　号

国津財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて

令和８年９月３０日をもって辞職される国津財産区管理委員の後任として次の者を選任したいので、議会の同意を求める。

住　　所　[redacted]

氏　　名　　松田　正一

生年月日　[redacted]

令和８年９月３０日提出

名張市長　　北　川　裕　之